

釜石市における改善策の実施状況について

- 平成29年9月22日、釜石市の職員が市民約600名分の特定個人情報が記載されたファイルを、自宅PCにメール送付した事案について、個人情報保護委員会は同市に対し、令和5年3月29日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第33条に基づく指導を行い、改善策の実施状況を報告するよう求めていた。
- 同市から報告のあった、改善策の実施状況に関して確認したところ、特段の問題は見当たらない。当委員会としては、同市が、再発防止策を確実に実施すること等を、引き続き注視していく。

指導の原因となる事実	指導の内容	策定した改善策の実施状況
<p>本件発生当時、特定個人情報の適正な取扱いに対する監督や教育など人的な管理体制が不十分であった。</p>	<p>1. 番号法第12条及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置」に示す必要かつ適切な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織におけるセキュリティ意識の醸成及び個人情報保護意識の向上を図るため、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修（※1）、管理職等を対象とした集合形式による情報セキュリティ研修（※2）を実施。 ● コンプライアンスの基本となる公務員倫理を再確認することを目的として、全職員を対象とした公務員倫理研修を実施。 ● 「釜石市公益通報に関する要領」を制定するとともに、全職員を対象としたコンプライアンスチェックを実施し、特定個人情報の不正な取扱いを含む非違行為を把握。 ● コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの総合的な推進を行う。
<p>本件発生当時から現在に至るまで、特定個人情報の適正な取扱いに対する定期的な監査等の不実施等、組織的な管理体制が不十分であった。</p>	<p>2. 釜石市において策定された再発防止策を確実に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（※3）等に基づき、定期的な監査等について、規程の見直し、監査計画の策定等の検討等を進める。 ● 添付ファイル付メールの送信を全て記録し、情報管理部門で内容を確認することで、不正な情報持ち出しを抑止する対応を実施済み。 ● 庁外へ添付ファイル付メールを送信する場合、システムを介して上長が確認し、承認したもののみメール送信を可能とするシステムを導入予定。

※1 地方公共団体情報システム機構主催。①デジタルリテラシー習得コース②情報セキュリティコース③個人情報保護コースが含まれる。

※2 外部講師による研修。研修内容は情報セキュリティの基本知識、情報の管理監督の徹底等。

※3 令和5年3月29日付け指導時の名称は「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編・地方公共団体等編）」